補修等の計画も記載すること。

4　熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。

5　熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

6　各欄に記載すべき内容が、他の申請書類に記載した内容と同一であるときは、同欄に「別記様式第1号3（1）①iのとおり」等を記載することをもって足りる。

（添付書類）

以下の書類を添付すること。ただし、当該書類の内容が、他の添付書類の内容と同一であるときは、その旨を備考欄に記載して、添付を省略することができる。

（1）熱回収施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の3の3第1項に規定する熱回収施設をいう。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図

（2）熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類

（3）当該熱回収施設における過去一年間の熱回収の内容に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号イからハまでに掲げる事項を記載した書類

（4）熱回収施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可を受けていることを証する書類（バイオマス由来の廃棄物が許可対象の廃棄物として含まれているもののみ添付書類として認められる。）